

第12回 官業民営化等WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月8日（金）10:00～10:40.
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：国有財産の实地監査
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、白石委員、安居委員、安念専門委員、大橋専門委員、
福井専門委員
財務省
理財局 国有財産調整課長 中澤 健
(以下「中澤国有財産調整課長」という)
国有財産調整課 国有財産有効利用推進室長 木元 増蔵
(以下「木元国有財産有効利用推進室長」という)

白石委員 それでは、早速ではございますが、財務省の「国有財産の实地監査」についてのヒアリングに入らせていただきたいと思います。

私たち、この内容について必ずしも詳細に把握しているわけではございませんので、こういう財産の实地監査がどのように行われているかということと、あらかじめこちらからお出ししております質問についての御見解を10分以内でお伺いしたいと思います。

中澤国有財産調整課長 財務省理財局国有財産調整課長の中澤でございます。

私どもは国有財産の实地監査の関係で今日、お邪魔いたしましたけれども、担当の方は有効利用推進室の木元室長の方で扱っておりますので、担当の方から説明させていただきます。

木元国有財産有効利用推進室長 おはようございます。推進室長の木元でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

ヒアリング調査票の名称、根拠法令、実施主体、従事者数につきましては、そこに記載されているとおりでございます。

事業の内容でございますが、簡略化させていただきますと、各省各庁が所管等する国有財産の管理及び処分の適正を期するために監督・指導（監査）を行い、国有財産法等の法令に違反等する場合には是正や検討などの措置を要求という形と、それらの監査結果等を踏まえて、国有財産の総轄事務の一つとして今後の国有財産行政の効率的な運用や適正化を促進するための制度化（企画立案）等に活用されているという状況でございます。

更なる民間開放についての見解のところでございますが、私どもの国有財産の实地監査というのはどのようなことをやっているかというのは、国有財産といえますのは、御案内のように日本全国に散在しておりまして、その用途や利用目的、現在の状況、今後の利用

計画等それぞれに千差万別で多種多様でございます。これは国有地、土地だけではなく、建物、工作物、この庁舎も国有財産でございますが、こういった庁舎とか宿舎、そういったもろもろのものが国有財産という中に含まれるところでございます。

財務大臣は、これら国民共有の貴重な財産でございます国有財産を常に良好な状態で管理し、その使用目的に応じて最も効率的に運用等されるために、国有財産に係る総轄事務を実施しているところでございます。

その総轄事務の内容といたしましては、大きく4つに分けられるのかなと思っております。

1つは、国有財産に関する法令等を企画立案する国有財産制度の整備。

それから、所管換とか取得等に際しての協議や通知等に関する管理及び処分事務の統一。

それから、国会等にも報告いたします国有財産の増減、現在額等の報告を受けての財産の状況の明確化。

それから、私も、実地監査の結果等に基づいた管理、処分の調整という形で、別紙1をごらんいただきたいと思いますが、概略「国有財産を取り巻く主要な法令」という形で、国有財産関係では国有財産法を筆頭に、旧軍港市転換法等のもろもろの国有財産に関する法律があると同時に、道路法、河川法、公有水面埋立法等の公共物関係、それから、都市計画関係、土地基本法等の土地関係、それから、不動産登記法の登記関係や、その他、信託とか国有資産等の所在市町村の交付金関係、こういったもろもろが相互に関係しながら国有財産行政がなされているのかなと思っております。

2ページをごらんいただきたいと思っております。私どもの国有財産に係る実地監査事務が、概略、どのように実施されているかというのがこのページでございます。

まず1つは、事前準備といたしまして、国有財産台帳や附属図面を始めとして、各省庁から報告されました帳票類を収集・整理し、監査する事項・項目別に分析をし、関係各課と連絡調整を行って事前準備を始めるところでございます。

それから、そういった収集・分析した準備資料を基に監査対象部局、これは各省各庁の部局でございますが、そういう部局と事前にヒアリングを行い、財産の現状や今後の処理方針等を聴取し、確認監査を行う際の問題点等を整理・把握し、問題点等の整備に当たり、より実態を把握する必要があると認められる場合には、部局の担当者を始め関係者等とともに現地で事実確認を行うという形になってございます。

事実確認の際には、準備資料等では現認することができない管理や利用状況等の実態をつぶさに確認した上で、改善要求を行う際の参考事項としております。

その際、直ちに改善される軽微な事項等が発見された場合には現地限りで行政指導を行う場合があるというのが実地監査のところでございます。

それに基づきまして改善要求のところでございますが、実地監査で確認されました問題点や状況を新たに発見された改善事項等を協議・検討の上、部局に対して次のような区分に基づいて改善要求を行うという形で、「是正」といいますのは、明らかに法令・訓令等

に違反している場合。

「検討」につきましては、法令等に違反しているが、比較的、処理の見直しや合理化等で処理ができるという場合は「検討」でございます。

「留意」でございますが、留意につきましては、是正、あるいは検討を行うべきであると考えられますが、既に部局で改善措置に取り組んでおり、今後、確実に是正される見込みがあるという場合には留意というような要求を行っているところでございます。

事後確認でございますが、当然に要求を行った内容の改善状況等について部局から報告を受けるとともに、改善されるまで毎年度措置状況を点検しているというところでございます。

御質問のありましたものにつきまして、御説明をさせていただきます。

次のページの「過去5か年間における実地監査件数と事例概要等」というところでございます。

別紙2をごらんいただきたいと思います。

11年度から実地監査件数と是正件数は、その欄に書いてあるような件数でございます。是正措置を行った主な事例という形で、非常に私どもとして選択するのに苦心をしたんですが、このところは、まず1つは用途指定財産についての監査事例を1つ挙げさせていただきました。それは、滋賀県の大津市に所在いたします無償貸付の国有財産でございます。これは公園敷地として無償貸付をしてございます。それを15年度に実地監査をいたしました。

ところが、この公園区域内に都市公園法に基づきます公園管理事務所があるわけですが、その公園管理事務所は都市計画法に基づいて設置されたものでございますが、その中に、当初は都市公園の清掃事務が業務でございました社団法人が使用していたわけですが、その後、その法人が訪問介護を行うような業務を始めたということで、これは都市公園法に定める都市公園施設としては不相当であるということで、私どもの実地監査によってそれが判明したということでございます。

そういった特定の者に利益を与えるような国有財産の利用というのは不適切ということで、これにつきましては15年度に是正要求を出して、大津市の方では9月30日、直近でございますが、この法人が公園区域外の別地に移転をしたというのが事案の概要でございます。

もう一つは、公共用財産の漁港に所在する財産でございますが、これは長崎市の式見漁港でございます。実は平成8年に1回監査をいたしまして、漁港区域内の土地が実は民間に事務所として占用許可を与えているもの、それから、組合員が勝手に漁具倉庫等で使っているもの。それから、未使用のもの。そういったものが発見されました。

それで、本件の管理者でございます長崎県に対しましてこういったことを排除しなさいという形で是正要求を出したところでございますが、中を無断占使用で使っております組合員等が漁具倉庫等の解体費用がなかなか工面できないという形で今まで処理がなされて

いなかったと。

それで毎年毎年、長崎県に対しましては撤去を求めていたところでございますが、今般、15年度に再度、現地におきまして農林水産省や関係者を交えて話し合いをし、一部、漁協が撤去費用を負担するというので、今回、解体撤去の処理がなされるというところでございます。

なお、本件につきましては、用途廃止して財務省に引き継がれてきた以降は国土交通省が一部、河川区域の管理地として取得し、残りは財務省の方で一般競争入札で処分する予定にしております。

以上が事案の概要でございます。

2つ目の御質問でございますが、十分に実地監査件数を確保できているかという御質問でございます。

国有財産の監査は、我が国経済社会の変革等を踏まえつつ、国有財産行政を取り巻く諸情勢を見極めながら実施することとしておりまして、現在、次のような財産を実地監査しているところでございます。

1つは、国有財産の効率的な使用を更に徹底し、処分を促進して財政構造改革を進めるということで、平成10年から12年に行政財産等の使用状況実態調査が行われました。これにつきましては毎年度、処理の進捗状況について報道発表をしているところでございますが、先般9月30日に報道発表した資料が別紙3に付けてございます。

これは、平成10年から12年に調査いたしました結果、各省庁が庁舎とか宿舎とか、そのほか使っている行政財産の中で、この別紙3の別紙1というフォローアップ結果という横表があるかと思いますが、1万4,616件が今後、国が利用するもの、それから、国以外に売り払ったり、借り上げ解消を図って民間に返還をなささいという処理計画を立てた1万4,616件でございました。それが14年度末までに1万件的の未処理が残っております。

これにつきまして、15年度中に2,683件処理がなされましたが、15年度末で依然として8,400件残っております。この8,400件につきまして毎年度毎年度監査をし、各省庁と打ち合わせをして処理促進を図ろうというような処理を行っているところでございます。

また、今年度の16年度につきましては、この8,400件ができるだけ前倒しをするようにという形で、一番最後の別紙3というところで、15年度末現在における要処理財産の処理計画の見直し結果という形で各区分、A区分からE区分に入れてございますが、当初、この8,400件の、例えば最後のE区分のところを見ていただければ御案内かと思いますが、1,900件が23年度以降処理しますという計画でございました。それを各省各庁の担当者と打ち合わせをいたしまして、できるだけ早く処理をして、売れるものは売れるというような方針で各省庁と調整をし、その結果それぞれの下の欄の計画見直し後の件数に現在では計画がなっているというところでございます。

こういった財産、それから、もう一つは、先ほど御説明いたしました特定の用途に供す

ることを条件に減額とか無償貸付等で売り払いした用途指定財産が法定要件どおりに適正に利用されているかの指定用途期間内の監査。それから、河川、漁港等の公共用財産が適正に維持管理され国土の保全が図られているかということの公共用財産の監査。

白石委員 もうそろそろお時間でございますので、少しスピードアップをお願いします。

木元国有財産有効利用推進室長 そういうようなことでございます。

あと2つの、行政処分を行う例はあるかということと、実態調査上の法令を行うことはどうかということにつきましては、御案内のように、私どもは実際に現地でいろいろと見聞きした上での行政というものをやっておりますので、やはり現地での実態把握と法令上の判断は一体ではないかと考えております。

また、行政処分を行う例はあるかということにつきましても、現地で担当者、例えば県の担当者等と解決策を指導する等の行政指導を行っているところでございます。

アウトソーシングすることの法令の有無はというところでございますが、これは私どもの実地監査に係る法令の中に「当該職員をして実地監査を行わせ」というような明文された法令がございます。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ってまいりたいと思います。

お願いいたします。

福井専門委員 6ページの事例についてお伺いします。大津の例ですが、都市公園の清掃業務の社団法人に対しては、どういう対価関係なり契約関係で開始されていたんでしょうか。無償か有償かはどうですか。

木元国有財産有効利用推進室長 無償でございます。

福井専門委員 どうして無償でいいんですか。清掃業務は受託費をもらっているんでしょう。

木元国有財産有効利用推進室長 いえ、大津市がこの公園管理事務所を管理・運営して、その管理・運営の一形態として、この法人が清掃業務を行っていたわけです。

福井専門委員 法人の事務所があったんでしょう。本社が。

木元国有財産有効利用推進室長 いえ、大津市が法人に管理を委託していたわけです。

福井専門委員 ですから、ここにあった事務所というのは何ですか。法人の事務所ではないんですか。「社団法人の事務所に供されていた」と書いてあるではないですか。

木元国有財産有効利用推進室長 これは、大津市が都市公園法に基づく公園施設として建設し、そして、その公園の清掃事務所を言わば委託契約している者がこの事務所を使って清掃業務をやっていたということです。

福井専門委員 その社団法人の事業所・事務所ではないんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 違います。

福井専門委員 公園管理施設の一部なわけですね。

木元国有財産有効利用推進室長 そうでございます。

福井専門委員 そこを勝手に訪問介護のための事務所機能に使うようになったという意味ですか。

木元国有財産有効利用推進室長 そういうことでございます。

福井専門委員 ちょっと前提が違うのかもしれませんが、仮に清掃業務を行っている社団法人なり株式会社なりの事業用、あるいは事務用の施設を公園内に無償貸付された国有財産敷地内に使うということは認められるんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 それは都市公園法でいう公園施設ということですか。

福井専門委員 違います。それは公園管理施設の場合でしょう。この前提ではない場合を念のため、お伺いしておきたいんですが、この清掃業務を行う法人の事業所・事務所を無償貸付された国有財産敷地内に無償で借りて使うということは認められるんですか。

例えばそういう場合、非常に疑義が生じると思うんですが、そういうものについてどういう扱いをされているのかということ、後ほどで結構ですから教えていただきませんか。

木元国有財産有効利用推進室長 わかりました。

福井専門委員 もし、そういうことを監査で視点に入れていないとすると、場合によると不適切ではないかということがあり得ると思います。要するに、民間事業者に対して無償でその事業を援助するということは許されないはずだと思いますから。

木元国有財産有効利用推進室長 それは多分ないと思います。

福井専門委員 それはわからないですよ。清掃の業に使うのか、あるいはその法人の事業に使うのか、極めて微妙ですから。

次の7ページですが、毎年撤去を求め続けてきたということですが、求め続けてきて、この種の事例で監督処分をかけた行政代執行をした事例というのはございますか。

木元国有財産有効利用推進室長 私どもの国有財産当局が、例えば本件は漁港区域内の国有地で行った例はありません。

福井専門委員 本件ではないです。こういうケースの類似事例について結構なんですが、監督処分、あるいは行政代執行をした事例を教えてください。

木元国有財産有効利用推進室長 財務省自らが行政代執行をする事例はないと思います。

福井専門委員 やってはいけないんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 それは、財産を管理する部局が行います。

福井専門委員 それでは、民事訴訟でもいいですが、所有権に基づく妨害排除請求などの訴訟を提起したことはありますか。

木元国有財産有効利用推進室長 この財産の所管は財務省ではなくて農林水産省でございますので、もしあるのであれば農林水産省がやる形になると思います。

福井専門委員 そうすると、この場合の管理権限について、農水省と財務省との関係はどうなっているんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 農水省は漁港としての管理権を持っております。その

漁港は国有財産という形になりますので、その国有財産を総括しているのは財務大臣という形での位置づけになると思います。

福井専門委員 不法占拠が起こった場合の撤去を求める公権力側の権限者はだれになるんですか。法的権限はだれにあるんですか。

中澤国有財産調整課長 これは農水省にあると思います。

福井専門委員 農水省がそれを行使しない場合に、財務省としてはどのような措置を取れるんですか。行使するのは当然です。注意し続けていけばいいという問題ではないです。でも、放置されてきたわけです。こういうのがあと10年、20年続くことになったら、財務省は一体何をされるんですかということをお聞きしたいんです。

中澤国有財産調整課長 国有財産法自体は行政機関に対する指導をするという形になっておりますので、それは農水省に対して適正な管理をするように指導します。

福井専門委員 もともと許可はだれが出しているんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 農水省でございます。

福井専門委員 国有財産としての管理権者、ないしは権限者としての財務省と農水省というのはどういう関係にあるんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 ですから、例えば農水省が民間に占用許可を与えている。

福井専門委員 ですから、このケースについて言えば農水省の管理が極めて不適切だったわけでしょう。不適切なものの根っこでは国有財産として財務省に管理権限があるとおっしゃるから、だったら不適切な権限が行使されているのに対して財務省は法的にどんな権限をお持ちになっているんですかという御質問です。

木元国有財産有効利用推進室長 管理権限は財務省が持っているのではなくて、農水省が持っているわけです。その農水省がいろいろな占用許可なり行っているわけです。

福井専門委員 農水省がやらなければ財務省としては何ら手の打ちようがないということですか。ということは、幾ら違法行為がまかり通っても、財務省としては法的に何もやることはないということですか。それでは、監査は何のためにやるんですか。監査して不適切なことが発覚したときに、法的にどういう権限が取れるのかを教えてください。

要するに、何か対策があるから事情聴取り事実把握があるわけでしょう。その法的な意味での対策は何ですか。

中澤国有財産調整課長 それは国有財産法10条に基づきまして、是正の要求等をします。

福井専門委員 だれに対してですか。

中澤国有財産調整課長 例えば、本件であれば農水省に対してです。

福井専門委員 それがなされなかったら、最後はどうなるんですか。

中澤国有財産調整課長 なされない場合には、要するに必要な措置を求めることができるという規定が国有財産法の10条にございますので、そういった措置を求めるということが続けるということになります。

福井専門委員 是正されなかった場合、最終的にどうなるんですか。

中澤国有財産調整課長 最終的にとはどういうことですか。

福井専門委員 だから、ずっと、20年30年ほうっておきましたということが起きたら、財務省は一体どうされるんですかということですか。いいんですか、そのまま放置でも。だったら、監査なんかしても意味がないではないですか。

中澤国有財産調整課長 最後の別紙4のところに資料、「国有財産の監査に係る法令等」にあるとおり、必要な指示を行うことができます。

安念専門委員 伺いたいことは、普通、どうしても撤去してくれと言っているんなネゴを民間でもするわけだけれども、最後はどうしても撤去してくれなければ、それは当然、訴訟になります。つまり、拘束力を持ったリーガルアクションを最後に起こしますが、それに相当する何かの手だてがないとおかしいではないかと福井さんは聞きたいわけですね。私もそう思うんです。

つまり、農林水産大臣がぐずぐずしてちゃんとしたことをやらない。そうすると、財務省としては最後の拘束力を持った何かリーガルアクションが取れなければおかしいではないか。それは何ですか。こういうことでございます。

福井専門委員 更に言えば、そういうものの行使について、今、お伺いした限り、そんな質問があることすら想定されておられなかったようですので、それ自体驚きなんですけど、最終的な担保措置を想定しない監査に一体何の意味があるんですかという根本的な疑問がある。

そういう姿勢だから、監査には恐らく余り実効性がないということの有力な証拠を、今、まさにいみじくもこのやりとりの中で明らかにされたと思います。

木元国有財産有効利用推進室長 そこまで断定はいかがかと思うんですが、御質問の趣旨を誤解している面があったかもしれませんが、10条の3項に、私どもは10条の1項で実地監査をし、いろいろな措置を求めるという形になってございますが、もし、そういった不法占拠状態がずっと続くという場合には、3項におきまして財務大臣は必要があるときは閣議決定を経て、各省各庁の長に対して、その所管する国有財産について、用途の変更とか用途の廃止、所管換え等の必要な指示をすることとなります。

福井専門委員 これの発動事例はありますか。

木元国有財産有効利用推進室長 これは発動事例はないというふうに理解しております。

福井専門委員 ということは、この発動事例がないのだったら、要するに所管省庁と、そこから、この場合は漁協とかその関係者の方が譲り受けている二者関係において、いや、とても無理だということであれば結果的には、これはたまたまいったからいいかもしれませんが、最終的には永久にそういうことが放置される可能性があるということになりかねないですね。

安念専門委員 強制権限の方はいいけれども、さすが財務省で、非常にきちんとした資料をつくってこられたんです。

それはいいんだけど、それであるがゆえに、やっていらっしゃるお仕事はまさに民間に開放するに極めてふさわしいものだという事を自ら御説明になっている気がします。と申しますのは、例えば2ページに手順を書いておられる。事前の準備をして、実地監査をして、これはまさに企業会計上、監査法人がやっている仕事と酷似しております。まさに、これです。

勿論、私は監査法人だけができるとは思いません。というのは、調査するアイテムも手法も違いますから、すぐに公認会計士だけで、あるいは弁護士だけでできるとは申しませんが、これは民間に開放するのにこれほど適した仕事はほかにないくらい適しています。何か民間開放することに障害がございますか。

大橋専門委員 今回の御質問に関連して一つ、つまり実地監査の事務の流れを見ますと、2ページに書いてあるように、大きく言って事実の把握と、その事実の把握に基づく何らかの改善の要請といいますか、実地監査の仕事というのはそういう2つの仕事に分けられると思うんです。

後者の改善措置要求というのは行政、つまり財務省がやってもいいですが、その前の事実の把握、つまり国有財産の状態が、今、どういう状態になっているのかというのは必ずしも公務員である財務省が行う必要は全くないというふうに私は思うんです。そういう意味で、ここは民間に開放しても、今、安念先生がおっしゃったように、十分可能だと思うんです。

それで、今の私の質問に関連して、今、財務省は普通財産の管理、つまり普通財産が何らかの形で処分されるまでの間の管理というのは、民間の民法法人が何かに委託はしておりませんか。

中澤国有財産調整課長 一部やっている場合がございます。

大橋専門委員 何という法人だったんですか。社団か、財団か。

中澤国有財産調整課長 おっしゃっているのは財団法人の国有財産管理調査センターのことではないかと思えます。

福井専門委員 そこはどんな仕事をされているんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 国有財産に関する調査とかをやっていると思えます。

福井専門委員 管理業務に関しては、一切関わっていないんですか。

木元国有財産有効利用推進室長 管理業務も一部やっていると思うんですが。

福井専門委員 それを詳細に教えていただけませんか。幾らのお金が国から流れて、どういう仕事がなされて、管理とどう関わっておられるのか。後ほど、極めて詳細に教えていただけませんかでしょうか。

白石委員 前段の安念先生の御質問に対しての御回答がまだだと思えますが、民間開放することの。

安念専門委員 何の障害もないと思えますけれども。

木元国有財産有効利用推進室長 実は、私どもの実地監査から現地を確認して、どうい

った要求をする、その要求がどうなっているという一連の業務というのは、1人の監査官が現地に行って、その現地確認から始まって措置要求のところまでをやるような形になってございます。

ちょっとこれは失礼な回答になるかもしれませんが、この資料で見ていただきますと、先ほど2ページ目のお話がありました。事前準備から実地監査、改善要求、この流れを1人の監査官が行って、現地を確認した上でどういった措置要求なりをしようというところまでをやるわけですが、仮に現場確認を外部に委託するという形になりますと、新たな財政負担が必要になってくるのではないかと。

といたしますのは、今まで1人でやっていたものを、現地を見に行くことだけを民間に開放するという形になりますと、そこに新たな人件費等が必要となります。

福井専門委員 それで、ほかの仕事ができるではないですか、公務員の人。トレードオフです。

監査官というのは一体どういう資格なり、職種なり、専門なり、あるいは専門的知識のベースになる研修を受けておられる方ですか。

白石委員 福井先生の御質問に関連して、先ほど国有財産は多種多様で、非常に広範な範疇にまたがっているということだったんですが、お一人の方がそういうオールラウンドのことは見れるのかどうか。その処理件数としては2万件を超えているわけですね。そういうスキルがない中で処理をしていらっしゃるから、先ほどおっしゃったように積み残しがあって、これだけ未処理案件が残ってきているのではないかと思うんですが。

木元国有財産有効利用推進室長 多種多様というのは、例えば工作物もあったり、建物もあったりという形でやっております。

それから、監査官の年代構成的なものをお話しさせていただきますと、監査官は管財関係が相当長い方、例えば10年、20年、20年以上経った方、そういった方が監査官として財務局等で配置をされていると。

福井専門委員 何種の何職の方ですか。

木元国有財産有効利用推進室長 それは普通の一般職の公務員です。

福井専門委員 I種、II種、III種は。

木元国有財産有効利用推進室長 III種が多いと思います。

福井専門委員 高校卒業程度の資格の方ですか。

木元国有財産有効利用推進室長 はい。

福井専門委員 ということは、大学で法学教育や、あるいは会計検査に関するトレーニングを受けた方ではないですね。

木元国有財産有効利用推進室長 そういう方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、ある程度、経験を積んだ方となっています。

福井専門委員 経験はいいんですが、学歴を後ほど教えていただけませんか。法学教育、ないしは会計監査的なことに関するベーシックな高等教育を受けた方が何人中何人いらっ

しゃるのか、教えていただけますか。

白石委員 それと、監査をした結果みたいなものがどういう様式でまとめられているのかについても知りたいんですけれども。

福井専門委員 もう一度、これに関連してですが、例えば4ページに「都市公園法に定める管理施設としての範囲を逸脱していないかどうか」とありますが、これがどうして高度なんですか。「管理施設が何か」という判断が、例えば弁護士や公認会計士、あるいは税理士とか行政書士といった専門資格を持った方にはできなくて、高校だけ出た方で高等教育で法学も勉強されておられない方にはできるということの根拠は何なんでしょうか。

木元国有財産有効利用推進室長 私どもは、大学を出られた方々がどうこうということではなくて、監査官には管財関係についてある程度の経験を積んでいる方が配置されていると申しております。

福井専門委員 III種の方ということは、資格としてはそうでしょう。別に差別とか蔑視で言っているのではないのです。そういう前提で採用されている方なわけでしょう。その方が法的な専門的な判断ができて、弁護士や会計士にできないという根拠が誠にわからない。

木元国有財産有効利用推進室長 ですから、私どもは弁護士の方とかなんとかこういう判断はできないという形でのお話はしていないというふうに理解しておりますので。

福井専門委員 ということは、法律の専門家であればできるわけですね。それで、実態把握と法令判断が仮に表裏の一体だとしても、それを民間の方が行うことはできるということですね。そうだったら話は早いので、民間に開放していただきたいということになります。

安念専門委員 結論はそうです。

鈴木主査 だから、さっきの話、事前準備、実地監査で実際に見に行っただけでそれを判断するわけです。ですから、国有財産管理の目的は何だという事について、依頼人に対してはしっかり説明しておけばその目で見れるわけです。

そして、その人たちというのは、こういうふうに使われているのだったら、これは転用した方がいいという改善提案はできます。そうしたら、その提案に対して非常に経験のある人がおれば、話は聞けばわかる話です。そう難しい話ではないのだから、その人がOK、それは是正しなさい、それは留意しなさいということ言えばいい。

そして、そのように実際にやったかどうかというのはまた委託を受けた人がやればいいというので、だから、そういうことを安念さんが言われて、それはそう思いませんかと言っておるけれども、それに対してそう思うという話が聞こえてこないから、そう思うなら思うということではちゃんと申しておいていただいた方がわかりやすいのです。

中澤国有財産調整課長 公共物も監査しておりますので、それについての関係法令もあるということで、やや民間の方にはなじみがない分野なのではないかと思っております。

鈴木主査 それなら、公共物の使用目的というようなことをきちっと説明すれば、1回

聞けばわかる話ではないですか。

福井専門委員 とにかく、さっきからお聞きした範囲だと別に専門的でも何でもなくて、個別のまさに常識的な判断ができれば、関係法令だってひっくり返せば別に難しい話ではない。民間でできないはずがない。やったらいい。やった上で、責任は勿論、財務大臣なりが持たれればいい。あるいは精査して、間違っていないかどうかを見て、現場で指示したって構わないではないですか。停止条件付きで指示しておけばいいわけだから。それで、後で追完すればいいわけだから、何の問題もないです。

中澤国有財産調整課長 私どもとしては今のスタッフで処理をしているという状況の中で、分野がそういった公的な部門に偏った話が多いということからしますと、あえてそこで部分的な業務の切り離しをするのではなくて、1人の監査官が公共物も含めてずっと見ていく体制の方がうまくできるのではないかと考えております。

福井専門委員 かみ合わない答えはやめていただけますか。1人の民間人が見て最終的な責任は行政庁が取られればいい。それで何の具体的支障があるのでしょうかというのが論点です。

中澤国有財産調整課長 今のスタッフで基本的には処理できていると思います。

福井専門委員 今のスタッフで見ているから、こうやって未処理案件が積み重なって、何年も何年も不法占有が積み重なっているわけでしょう。これが監査だとしたら、こんな監査は機能していないんだから、抜本的に別のやり方に改めていただくのがやはり現時点での緊急課題でしょう。

中澤国有財産調整課長 誤解があるかと思いますが、別の海岸法とか、河川法とか、港湾法とかという形での管理というのは本来の管理者がやる業務でありますけれども、私どもは財産管理の観点からそういった状態が起きていないかを見るということでやっておりますので、そういった問題点がそこで発見できれば指摘をするということです。

安念専門委員 ですから、公権力的に管理をするのは一般のそれぞれの首長だと。まさに財産管理の観点からモニターするのであれば、これこそ民間委託にふさわしいとおっしゃっているんです。

福井専門委員 要するに、国民みんなの財産が不適切に使われていないかどうかということでしょう。極めてわかりやすい話です。

白石委員 お一人の方がされるというお話だったんですが、物によっても違うかもしれませんが、年間どれぐらいの件数をお一人の方がごらんになるんですか。どれだけ効率的に業務が進んでいるのかに非常に興味があります。

木元国有財産有効利用推進室長 書面で見える部分もございしますが、ここに書いてあった件数が、1人ではございませんが、全体で見ている件数でございます。

白石委員 これを何人で、1人当たりの延べ件数はどれぐらいのものでしょうか。

木元国有財産有効利用推進室長 単純には、この職員数で割っていただければ。

大橋専門委員 今の質問とも関連するんですが、多種多様な国有財産があるわけですが、

その中から今年度、ここを実地監査するという選定基準というのはどういう基準なんですか。すべての国有財産について実地監査しているわけではないですね。

木元国有財産有効利用推進室長 そうです。

大橋専門委員 だから、あらゆる国有財産の中から、今年はこれをしようと、来年はこうしようというような計画みたいなのがあるのではないかと思いますけれども、その計画の元となっている実地監査の箇所を選ぶ基準というのはどういうことですか。

木元国有財産有効利用推進室長 それは3ページ目に書いてございますが、現在、私も実地監査の対象としているのは、先ほど御説明いたしました行政財産等の未処理となっている財産。

都市部に所在いたします、行政財産でも比較的財産価値の高いもの。

用途指定を付して減額とか無償で売り払い等をした財産。

公共用財産の中で漁港とか海岸、それが全国に何地区とありますけれども、それを順次やっているという形でございます。

大橋専門委員 だから、どこを実地監査するかという選定の基準というのは、今、お話しになったようにある程度確立しているわけだから、その方針というか、基準が正しいのであれば、民間でやらせても何の支障がないのではないのでしょうか。

白石委員 今、単純計算して割らせていただいたんですが、お一人が年間152件担当なんです。休日も入れると、ほぼ1日に1コマ何件処理されているんですが、こういう結果であるからこそ未処理が積み重なってきているのではないのでしょうか。

例えば、まんじゅう2万個つくらなければいけないのに、それを3人とかでやっているようなことだと思うんです。どんどんやらなければいけない処理が目の前にあるのに、1件当たりの処理が手薄になってきている。だから、きめ細やかなフォローができないから、これだけ未処理案件が増えている。もう少し専門的な知識を入れて効率化するためには、是非、民間開放が必要ではないかと思えます。

以上、済みません、仕切りが悪くてずっとオーバーしてしまいましたので、もし委員の方から特段の御質問がなければ次の案件に移らせていただきたいと思います。

言い残しですね。どうぞ。

中澤国有財産調整課長 総轄権の行使という観点がございますので、どうしても最後の監査のところは、国がやるのが適切ではないかと私どもの方は考えております。

福井専門委員 何権の行使ですか。

中澤国有財産調整課長 国有財産の管理についての総轄権の行使という観点から、そういった監査というものを実施しております。

安念専門委員 勿論、総轄はなさってください。それは当然の話です。

福井専門委員 そんなことは当たり前です。現場での事実認識、事実の法令の当てはめでこの程度の低レベルのことを公務員がやらねばならぬということの必然性が全くわからないというのが争点です。

中澤国有財産調整課長 公共関係の施設でありますので公務員が担当すべきと考えております。

福井専門委員 公共だったら公務員がということはありません。まず、8月3日の中間とりまとめをごらんになった上でおいでいただけませんか。そういうばかばかしいそもそも論をここで議論するためにこの会議をやっているのではないんです。

中澤国有財産調整課長 行政機関に対する指導ということになりますので、公務員が担当すべきと考えております。

福井専門委員 それは他省庁も含めて、全部そうです。そういうものは混じっています。そもそも公共だから公務員だというような極めて乱暴な考え方で議論するのはおやめいただきたいと思います。

白石委員 ということで、お時間もございませんので、次の案件に移らせていただきたいと思います。

どうも、長時間ありがとうございました。